

議員の眼

発行責任者（吉岡政昭）・住所（早来大町141-47）

2020・12月発行



吉岡政昭の議会報告（No. 8）

臨時議会（7/27・11/6）・9月議会
決算委員会（10/28・29）・全員協議会（11/6）

令和元年度、使い残した予算が 合計で約30億円。

うち、災害復旧費24億8千万円。 災害ゴミ処理費3億6千万円を残す。

町民の疑問	吉岡の見立て
<ul style="list-style-type: none"> ●地震被災地としては、復旧の為に予算を全て使っても足りないくらいではないか？ 【災害復旧】の為に予算なのに、なぜ、予算を余したのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●一言で言えば、町の予算上の見積りや想定が、実情に合わなかったからだと思います。町の【意欲不足】によるものではないと信じたいところです。
<ul style="list-style-type: none"> ●災害復旧費は、何に使われる予算だったのですか？ また、それぞれ、予算をいくら残したのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●次の5つの【施設】が該当です。 <ol style="list-style-type: none"> ①農林水産業施設（18億4千万円） ②公共土木施設（5億7,700万円） ③厚生労働施設（836万円） ④文教施設（5,200万円） ⑤その他公共施設・公用施設。（100万円）
<ul style="list-style-type: none"> ●余した予算は、このあと、どう、使われるのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●国や道からの補助金は、国や道に返します。 ●町の財源による場合は、翌年度の町の予算に組み入れて使うことができます。

★災害で生まれた「災害ゴミの処理費用」は、災害復旧費には含まれません。

★しかし、「災害ゴミの処理費用」の予算のうち残した金額が、3億6千万円にもなりました。これが1つの問題です。

法令に基づく「書類の準備と記載」求める！

I、「主要な施策の成果を説明する書類」の確認を 決算委員会の冒頭に求める。

吉岡の質問	町側の回答
<ul style="list-style-type: none"> ●決算委員会に提出されることになっている「書類」は、全て出ているか？ ●意味が違う。地方自治法233条の5項では、「決算を議会の認定に付するに当たっては、・・・会計年度における主要な施策の成果を説明する書類を・・・提出しなければならない」とある。「それが提出されていないのではないか」と聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●安平町総合計画や中期計画などは出している。このことか。 ●決算書に基づき、100万円以上の「事業調べ」を出している。これで事足りないのか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（吉岡の感想） 法令に対する認識にズレを感じた。「主要な施策の成果を説明する資料」という言葉を聞いた反応が「良くない」と思った。</p> </div>

◎「主要な施策の成果を説明する書類」とは、地方自治法だけの言葉ではありません。安平町予算規則（第21条）にも、次の文言があります。「・・・会計年度ごとにおける**主要な施策の成果説明する書類**を作成し・・・政策推進課長に提出しなければならない。」と。

◎町の予算規則もあるのだから【ピーン】とくると思っていましたが・・・

（1）「主要な施策の成果を説明する書類」と質問されたら、直ちに【あの書類だな】と、ピーンときて「ああ、漏れていた」とすぐ認めると思っていました。結局、法令の確認と合わせて、他の自治体の対応を調査の上、来年度からの適切な対応を求めて、会議の進行に応じました。

II、備考欄に「予備費」と「予算流用」の両方の記載を求める！ そもそも、議会を通さない予算執行は不明朗だ！

吉岡の質問と指摘	答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ●予備費の充用も予算の流用も、議会の議決を必要としない。つまり、議会のチェックがなされない。 ●予備費の支出金額は、備考欄に金額だけ記載されているが、流用費の記載はない。いずれも、備考欄に記載するべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●議会の議決をした予算執行は当然だ。今年度は、震災もあり、緊急なものが多かった為だ。しかし、来年度以降は、指摘があったことを踏まえ、補正予算を組んで対応したい ●次回からは、流用額も、予備費と同じく備考欄に記載するようにしたい。

※安平町の「会計規則」の第91条には、「予備費の充用」や「予算流用」についても、「備考欄に記載すること」とあります。

町民の皆さま、ご理解をお願いします

このたび私は、令和元年度の「決算の承認」に、ただ一人、反対しました。
また、平成31年3月の「予算審議」でも、令和元年度の「予算の承認」にも、同じく、一人、反対しました。

理由は、どちらも、「法律違反」（法的手続きなし）の「パークゴルフ場の町営化」の予算が含まれていたからです。
「採決は一括」で行い、項目ごとにはしないのです。従って、看過できない反対項目があれば、一括反対しかないので。

私の基本的スタンスは、「合格点主義」です。 違法な税金の支出は、完全に「不合格」なのです。

私の基本的スタンスは、満点を目指しますが、最後は合格点か否かで判断します。
合格点は何点か？【おおむね60点】と思っています。

具体的な「決算」の例で説明します。
次の予算の配分、かなりいびつだと思いませんか？（しかし、違法ではない）

例えば、災害廃棄物処理費（塵芥処理費）の場合です。

①元年度の当初予算	約 2,200 万円
②前年度から繰越し	約 11 億円
③補正予算	減額補正、約 106 万円
④支出金額	約 7 億 4400 万円
⑤来年度繰越金	約 1,353 万円
⑥余した金額	約 3 億 6 千万円

※ 上記の決算は、説明を聞いて60点台の合格にしました。

匿名の町民からの「お叱り」の手紙

「匿名の町民からの手紙」（令和1・5・30 拝受）を受け取りました。
この手紙を読んで、正直、戸惑いました。
理由は、封筒の宛先は、[吉岡政昭]になっているのに、文面には、[あなた]でもなく[吉岡]でもなく、[議員]とあったからです。

「なぜ、議員は追及しないのか」「議員は何も疑問を感じないのか」と。

そこで、議員全員に届いているかと思い、数名の同僚議員に聞いたり見せたりしたところ、届いていたのは、私だけのようでした。

手紙を読んだある議員は、[期待されているんだわ]と言ってくれました。
私もそう受け止めております。

因みに、「匿名氏」に遅まきながらお伝えします。

H31年3月議会、町長の「行政報告」で[ゴルフ場]の「町営化の決定」が突然発表されたあと、私は、予算審査特別委員会（3月15日）で、「正規の手続きを踏んでおらず違法である」と「反対意見」を述べ、採決では、反対の意思表示しました。（つまり、手紙を頂く前に、採決で反対の意思表示をしていました。）

町長は、「違法性は全くないと認識している」と答弁しましたが、「違法ではないとする根拠」は、全くありませんでした。一部、賛成した議員もそうですが、「必要だ。欲しい」ということと、手続き上、「合法か違法」かの法律問題は、全く別の話なのです。

大事な手紙ですので、要点を以下、まとめておきます。

「町民からの手紙」（令和1・5・30 拝受）の要旨

- (1) パークゴルフ場の町営化は、町長の公約にもなく突然湧いた事業だ。
- (2) 広く意見を募るのではなく、一部の愛好者の意見しか聞いていない。
- (3) (平成31年の)3月議会で平成31年度(令和元年度)の予算案が可決しパークゴルフ場の町営化の予算も組み込まれた。
しかし、予算の根拠となる肝心の条例案が提案・審議されていない。
- (4) 本来、予算案を審議するためには、パークゴルフ場の条例も同時に審議する必要がある。
- (5) 「条例がない=町営化は決まっていない」のに、予算が決まっているというおかしい状態があるのに、議員は(私のこと?)何も、疑問を感じないのか。なぜ、議員は追及しないのか。

議員提出の「意見書否決」の続発について

某政党の国会の方針と細部まで一致しなければ、排除するのか？

地方議会では、その市や町の発展に必要な事柄の実現を、国や北海道など関係機関に要請するため、意見書を提出できると地方自治法第99条に明記されています。

しかし、安平町議会では、しばしば、ある議員から反対の意見が出された途端、過半数に1名だけ上回る【多数】で否決されるという事態が続出しています。
反対意見の特徴は、①国会での政党間の議論を持ちだしたり、
②本質的でない些細な【違い】としか思えない内容です。

★この2年間、これだけある！ つぶされて、国に届かなかった【意見書】は！

- ①安倍政権下での憲法9条改憲に反対する意見書
- ②被災地切り捨てと捉えられる政策見直し廃止を求める意見書
- ③消費税10%へ増税に反対する意見書
- ④被災者生活再建支援法制度の拡充に関する意見書
- ⑤若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策に対する意見書
- ⑦最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見
- ⑧農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書
- ⑨被災地の住まい確保に関する意見書（2019・12議会）
- ⑩被災地住まい確保に関する意見書（2020・6議会）
- ⑪後期高齢者の2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書
- ⑫「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書